

第5回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成29年11月21日 午前10時00分
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
 - 日程第 8 議案第 5号 農地利用集積計画の決定について
 - 日程第 9 議案第 6号 農地のあっせんについて
 - 日程第 10 議案第 7号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
 - 日程第 11 報告第 1号 第1回総務小委員会報告について
 - 日程第 12 報告第 2号 第3回農地小委員会報告について
 - 日程第 13 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について
 - 日程第 14 報告第 4号 農地のあっせん申出の取下げ願いの報告について
- 4 出席委員

農業委員		推進委員
1番委員	鈴木 文雄	佐藤 桂
2番委員	西村 秋良	桑原 和男
3番委員	吉清水 秀明	
5番委員	工藤 肇	
6番委員	武田 美紀	
7番委員	齊藤 文一郎	
8番委員	大森 泰英	
9番委員	齊藤 新一	
- 5 欠席委員 4番委員 新田 義修
- 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	局長	櫻田 光政
〃	総括主査	田村 範夫
〃	主査	海老澤 愛

開会時刻 平成29年11月21日 午前10時00分

議長 只今の出席委員は8名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、推進委員2名が現地調査報告のため、出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、1番鈴木文雄委員と2番西村秋良委員を指名します。

書記には、事務局の田村総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

櫻田事務局長 (第4回総会開催日の翌日以降の業務を報告する)

議長 議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主査 今回の農地法第3条の許可申請は売買による権利の移動が1件となっております。それでは、整理番号1番について説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上につきまして、補足説明いたします。

整理番号1番は、これまで譲受人が管理を請け負っていた農地を、規模縮小する譲渡人からの申出により、売買による所有権移転の許可申請になります。

以上につきましては、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全て

を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、工藤肇農業委員、佐藤桂推進委員及び桑原和男推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告ですが、佐藤桂推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 それでは、私のほうから整理番号1番について、11月13日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

現地は、広く農地として耕作されておりました。全部効率利用の関係については、事務局からの説明及び別添農地法第3条調査書にもございますとおり、譲受人の方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で、議案第1号 整理番号1番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 場所的には、篠木小学校を超えて田村神社の後ろ側になります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第2号、整理番号1番について説明します。

(議案書朗読)

議長 本案件の現地調査報告については、佐藤桂推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。
議案第2号整理番号1番について、11月13日に、現地を調査しましたので報告いたします。
申請地は、JR大釜駅から東へ約500メートルのところにあり、既存宅地に隣接する土地であり、周囲は農地が広がっていました。
今回の申請理由は、農業機械の格納庫を建築するためとのことです。
また、転用に係る給水及び排水はありません。
以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響が少なく、問題はないものと見受けられました。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第3号について説明します。整理番号1番から4番までは同一の転用目的となっております。それでは整理番号1番から説明します。

(議案書朗読)

以上につきまして、補足説明します。
食品加工場の新設に伴う、既存敷地面積の1/2以内の拡張であり、全筆賃貸借により、農地7筆7,410㎡を新たに転用し、全体面積を30,085.97㎡とするものです。
施設ごとの面積は記載のとおりですが、転用される農地の大半は新設される食品加工場となる予定です。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、桑原和男推進委員にお願いします。

桑原推進委員

推進委員の桑原です。

議案第3号整理番号1番から4番について、11月13日に、現地を調査しましたので報告いたします。

申請地は、滝沢ふるさと交流館から南西へ約300メートルのところにあり、周囲は、北側に、いわて生協の既存施設、南側に宅地・山林があり、東側及び西側に農地が広がっていました。

今回の申請理由は、老朽化してきた食品加工場を最新設備の加工場として、建て替えるためとのことです。

また、転用に係る給水は市上水道、排水は公共下水道に接続することでした。

なお、申請地は市街化調整区域にあるため、都市計画法に基づく開発行為の許可を同時に申請することです。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響が少なく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長

日程第7、議案第4号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

田村総括主査

議案第4号、整理番号1番について説明します。

(議案書朗読)

以上について、補足説明します。

この土地は露天駐車場として、一時転用し平成29年12月31日までの許可を得ているものです。

現在の経営規模を平成31春季まで継続するため、来客用の駐車場として平成31年5月31日まで延長するものです。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告については、佐藤桂推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 議案第4号、整理番号1番について報告します。
申請地は平成25年9月17日に、花苗の生産・販売に係る駐車場として、一時転用許可を受けた土地です。
申請地は、滝沢インターチェンジの東約600メートルのところにあり、花苗などを生産するパイプハウスがある農地の中にある土地でした。
今回の申請理由は、転用の許可を受けた者が平成31年5月末まで経営規模を維持したいため、転用期間を延長したいとのことでした。
なお、転用期間終了後は、農地として復旧し、所有者に返却することでした。
また、転用に伴っての給水及び排水計画はありません。
以上について調査の結果、日照及び被害防除についても影響が少なく、問題はないものと見受けられました。
以上で議案第4号の報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。
場所は、岩銀グラウンドの下です。質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
本案件の整理番号1番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。
つきましては、最初に整理番号1番を審議し、次に整理番号2番を審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号1を審議し、次に整理番号2を審議することに決定いたしました。
本案件の整理番号1につきましては、議事参与の制限があります、3番吉清水秀明委員の退席を求めます。

(3番吉清水秀明委員退席)

議長 事務局より説明させます。

海老澤主査

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、利用権貸借の案件が2件となっております。

それでは、整理番号1番を説明させていただきます。議案書は21ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明させていただきます。

整理番号1番は、賃貸借から使用貸借へ変更を行った上での貸借権の更新となります。

経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の整理番号1番に係る現地調査報告については、桑原和男推進委員にお願いします。

桑原推進委員

それでは、私のほうから整理番号1番について、11月13日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

現地は、全体として広く農地として活用されておりました。全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第5号、整理番号1番の調査報告とさせていただきます。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号、整理番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号、整理番号1番について、原案のとおり決定いたしました。

3番吉清水秀明委員の入場を許可します。

(3番吉清水秀明委員入場、着席)

議長

3番吉清水秀明委員にお伝えします。

議案第5号整理番号1番につきましては、挙手全員で決定しました。

議長 次に、整理番号2番を審議します。
事務局より説明させます。

海老澤主査 それでは、整理番号2番を説明させていただきます。議案書は21ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明させていただきます。

整理番号2番の権利の設定を受ける方は、平成25年に新規就農し現在で4年目となります。地形の関係で耕作が困難な箇所を除き、適正に耕作されていることが確認されており、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 整理番号2番の現地調査報告については、整理番号1番に引き続き、桑原和男推進委員にお願いします。

桑原推進委員 それでは、私のほうから整理番号2番について、ご報告申し上げます。現地は、農地として活用されておりました。

以上のことから、全部効率利用の関係及び地域との調和要件については、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第5号整理番号2番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 この農地を借りられる方は適正に農地を管理できるか不安があるので現地調査を行った方々の意見をお聞きしたいと思います。

海老澤主査 後ほどの報告第2号で小委員会委員長より報告して頂きますが、近隣で作付しているほ場を含めて現地調査してまいりました。

若干、ほ場内の除草については手が及んでいないところがありますが、畑として野菜を作付し、耕作していることから適正に管理されているとした小委員会報告の内容になります。

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号、整理番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号、整理番号2番については原案のとおり、決定いたしました。

議長 議案第6号農地のあっせんについてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主査 農地のあっせんについては、農地の貸付けが1件でございます。
議案資料は25ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上で説明を終わります。

議長 暫時休憩します。(10時40分)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。(11時15分)
これより、質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号について、あっせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号はあっせんすることに決定いたしました。
この案件のあっせん委員につきましては、2番西村秋良農業委員、吉清水一之推進委員、菊地和夫推進委員の3名の方をあっせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、2番西村秋良農業委員、吉清水一之推進委員、菊地和夫推進委員の3名の方をあっせん委員とします。

議長 日程第10、議案第7号、農地法の適用外証明に対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第7号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について説明します。議案書は27ページからです。

(議案書朗読)

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、桑原和男推進委員にお願いします。

桑原推進委員 議案第7号、整理番号1番について、11月13日に現地を調査しましたので報告いたします。

申請地の位置は、市立鶉飼小学校から西へ400メートルのところにあり、周囲は、東西及び北側に宅地があり、南側に農地が広がっていました。

現地は宅地の進入路となっており、昭和30年頃に宅地の所有者に父親が貸し付け、いわゆる道路として利用されているものです。

今回の申請理由は、この宅地を所有する者からの住宅建築許可の申請に伴い、この土地の地目が農地となっていることに気づいたもので、今後、農地として効率的に利用できる見込みがないことから農地法の適用外証明を願い出たとのことです。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響は少なく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第7号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、報告第1号、第1回総務小委員会報告について、大森泰英農地小委員会副委員長より報告して頂きます。

大森農業委員 総務小委員会報告につきましては、委員長が議長でありますので、副委員長の私から報告させていただきます。

第1回総務小委員会を開催したので、その概要を報告します。

10月20日第4回総会終了後、齊藤委員長以下5名の委員と事務局職員で「平成29年度農業委員会研修」と「農業者との意見交換会」について協議しました。

「平成29年度農業委員会研修」については、日程、研修内容、参集範囲等について話し合いが行われました。研修内容は、「農業者年金に関すること」を主テーマとし、宮城大学の森田准教授に講師を依頼し、開催日は1月の総会日の午後とし、ビッグルーフを会場として進めたい

と考えております。

なお、一般の方々にも広く周知し、開催したいと考えております。

「農業者との意見交換会」については、9月に開催した農政・農地合同小委員会で「農地利用の最適化に関する活動について」実施することが確認されましたが、これを農業者との意見交換会とすることが話し合われました。会議の名称を「農地流動化推進検討会議(南部地区)」とし、開催時期については今後調整することになりました。

以上、第1回総務小委員会の委員長報告といたします。

議長

報告第2号、第3回農地小委員会報告について、西村秋良農地小委員会委員長より報告して頂きます。

西村農業委員

それでは、私のほうから第3回農地小委員会の結果を報告します。

議案書は32ページから36ページをご覧ください。

11月6日に、農地小委員会委員9名と事務局職員で現地調査及び協議を実施しました。

新規就農者の就農状況現地調査としまして、平成28年度までに新規就農した9名の方々と、引き続き継続調査が必要とされた2名の、合わせて11名について、現地で就農者本人から状況について説明をいただきながら、耕作状況の確認をしてまいりました。

議案書のとおり、栗波康治さんについては、現在研修中ということでしたが、農地は適正に管理されていることが確認されました。

澤口恭志さんと右京豊治さんについては、営農計画書のとおり作付けが行われていることは確認されましたが、農地の適正な管理を見守る必要が認められることから来年度も引き続き実施することとなりました。

以上、11名は来年度以降も継続して調査を実施いたします。

下限面積の設定基準に係る協議では、2015センサス数値に基づき下限面積の設定基準に照らし合わせながら検討を行いました。その結果、当市は下限面積の設定基準要件を満たしておらず、これまでどおり50アールということになりました。しかし、新規就農者の農地取得に50aは負担が大きいことが考えられるため、30a程度にすることが望ましいのではないかという意見や、農業情勢を考えると区域を区切って別段面積を設けるなどの対応が必要になるのではないかと意見が出されました。

以上で報告を終わります。

議長

日程第13、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

田村総括主査

報告第3号、農地転用届出の確認事務報告について報告します。

議案書は38ページをご覧ください。

案件は5条の届出が2件です。

(議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告させます。

海老澤主査 農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。

(議案書朗読)

以上につきましては、受け手が体調不良となったため、合意解約となったものです。
以上で報告を終わります。

海老澤主査 報告第5号、農地あっせん申出の取下げ願いの報告について、事務局より報告させます。

(議案書朗読)

以上につきまして補足説明します。
面積が小さく受け手が見つかる可能性が低いため、所有者が管理することになりました。
以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって第5回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成29年11月21日 午前11時35分

議 長 _____

会議録署名人 1 番委員 _____

会議録署名人 2 番委員 _____

これは原本である。

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一